

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業について（概要）

本事業は、児童生徒等の権利利益を擁護することを目的とし、心理及び法律に関する専門家の協力を得て、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を実施し、被害児童生徒等に対する必要な保護・支援並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の再発及び未然防止に取り組むものです。

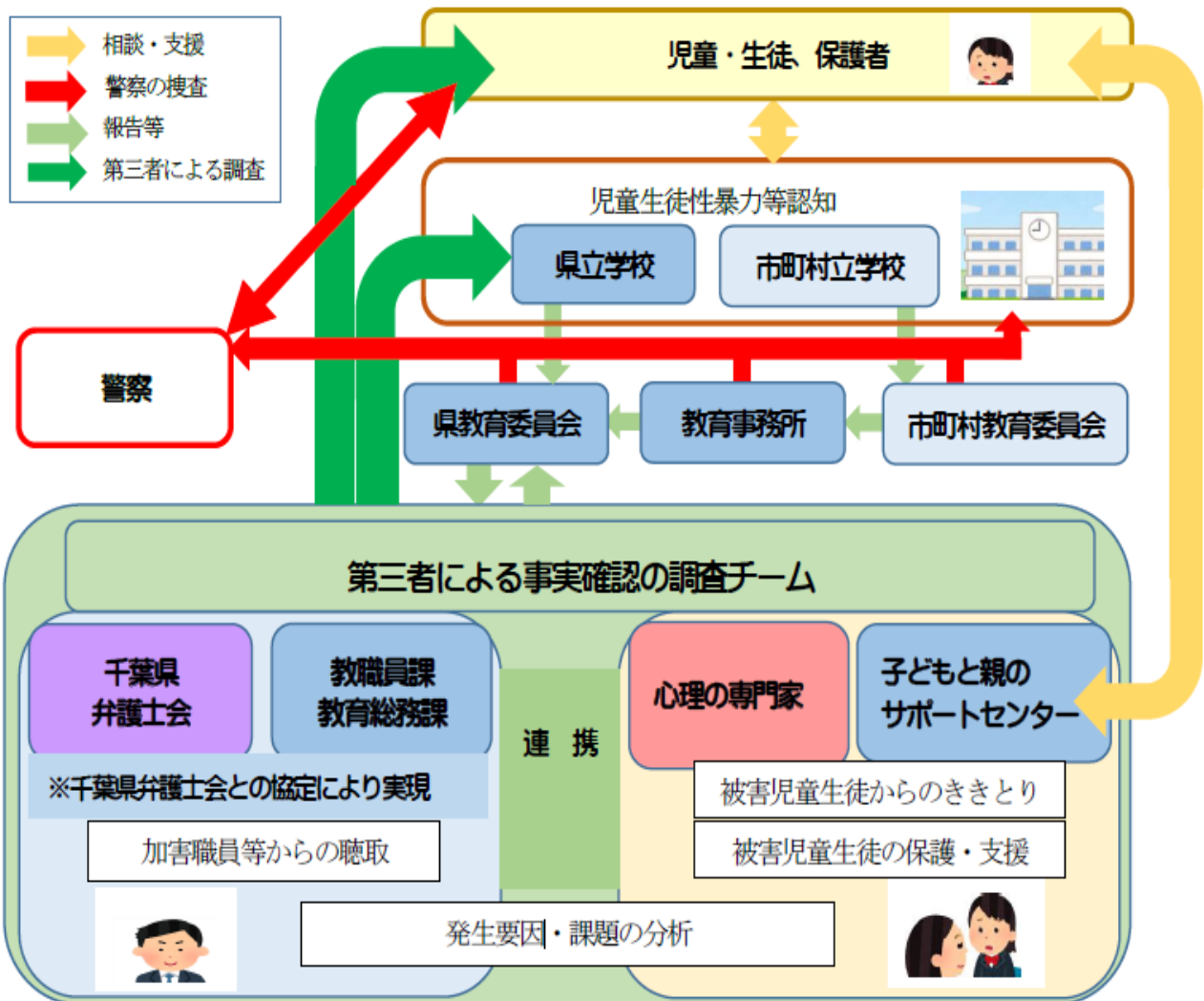
事業内容

（1）外部専門家による調査

- ア 調査対象事案 教育職員等から児童生徒等に対する性暴力等の事案
- イ 調査対象校 県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
※千葉市立学校及び市立高等学校は除く

ウ 調査体制

- 被害児童生徒へのききとり・支援
公認心理師等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員等）
- 加害職員等への聴取
弁護士、県教育委員会（教職員課または教育総務課）、市町村教育委員会



（2）不祥事防止に向けた研修等の実施

- 調査対象事案の発生要因や課題の分析を活用した研修等を行う。
- 外部専門家を講師として招き、不祥事防止対策に向けた講演会や研修等を行う。